

球都桐生プロジェクト野球ラボ整備事業補助金公募型プロポーザル募集要項

1 目的

球都桐生プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）では、本プロジェクトの基本方針にもある「青少年育成と野球・スポーツ振興」「桐生野球力」の取り組みの中核事業として、令和5年度に国内でも屈指の科学的トレーニング環境の整備を目的に、野球ラボ（科学的トレーニングなどのサービス提供）を開設する事業者への補助金を設置し、令和6年3月より稼働を開始した。

同ラボ事業は中核事業のひとつであることから、令和6年度においても、前年度の導入済機器群（別紙参照）とは別の機能拡充、測定環境整備等を桐生市内に追加することで更なる利用促進を図り、本プロジェクトの基本方針の実現と、本施設の利用を目的とする市外からの交流人口、関係人口の増加を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 球都桐生プロジェクト野球ラボ整備事業補助金
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 交付決定日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 予算額 8,200,000円（税込）を上限とする

3 委託業者選定

球都桐生プロジェクト推進協議会で応募書類を比較検討し、最適な優先交渉権者をプロポーザルで選定する。

4 参加資格

- (1) ラボの設計・機器設置・長期的運営が可能である者、若しくは事業者
- (2) 運営にあたり野球に関する専門知識と各機器に対する高い専門性と知見を有する者が在籍すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 桐生市と緊密なやり取りが可能であり、打合せ等に出席が可能であること。
- (7) 電子メールでの情報交換及びファイル便等の対応が可能であること。

- (8) ラボ施設、機器を桐生市内で整備可能な事業者(個人事業主も含む)
- (9) 前年度導入済みの機器以外の機器を導入する事業者
- (※) 「高い専門性と知見を有する」・・・ラボの機器から入手できるデータを分析、理解し、パフォーマンスの改善、故障予防に関して適切な提案ができる知識

5 スケジュール

応募期間	令和 6 年 11 月 18 日 (月) から令和 6 年 12 月 6 日 (金)
審査会	令和 6 年 12 月中旬頃
結果通知・選定	令和 6 年 12 月下旬頃
設置	令和 7 年 3 月 31 日 (月) まで

6 応募方法

(1) 応募受付

令和 6 年 11 月 18 日 (月) から令和 6 年 12 月 6 日 (金) までの開庁日時にスポーツ・文化振興課に応募書類を提出する。

※ 応募は郵送可としますが、令和 6 年 12 月 6 日 (金) 必着とする。

(2) 応募書類

①参加申込書 (様式 1)

②企画提案書 (様式 2)

- ・様式 2 を表紙に添付すること。
- ・企画提案書は様式 2 を除く 15 ページ以内の A4 版とする。(様式自由)
- ・業務内容等を踏まえたうえで、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

③導入機材一覧 (機器名・用途がわかるもの)

④実施体制 (様式 3)・制作スケジュール (様式自由)

④概算見積書 (見積書に詳細な「積算内訳」を記載または「積算内訳書を添付)

⑤会社概要

(3) 提出部数

正本 1 部・副本 5 部

(応募書類は 1 部ずつ上記の順番どおりにまとめてファイルに綴じて提出)

(4) 提出先

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 球都桐生プロジェクト推進担当

TEL 0277-46-1111 (内線 691)

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp

7 審査方法等

(1) 審査方法

球都桐生プロジェクト推進協議会で提出された応募書類を審査し、最適な優先交渉権者を決定する。

(2) 日 時

令和6年12月中旬予定

(3) 評価内容

以下の項目から総合的に評価選定する。

- ① 企画内容
- ② 実施体制・スケジュール
- ③ 概算見積書

8 優先交渉権者の決定及び通知・公表

審査を実施した全応募者に対し、書面（普通郵便）にて通知する。審査内容に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

また、優先交渉権者の概要について、桐生市ホームページにて公表する。

9 事業者の選定について

市は優先交渉権者と協議、優先交渉権者が提案した内容を再度精査し、仕様書を調整のうえ事業者を選定する。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は選定を取り消すこととする。なお、この場合は次の順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、桐生市が失格であると認めたとき。

10 その他

- ・当企画提案に要する費用は、各応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案資料は返還しない。ただし、企画提案の意匠は提出した者に帰属する。
- ・プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桐生市情報公開条例（平成27年9月25日桐生市条例第29号）に基づき提案書を公開する場合がある。
- ・応募書類の提出は、1応募者につき1提案までとする。
- ・応募書類を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- ・企画内容等は、協議により変更することがある。

- ・現地確認については、周りの迷惑にならない範囲で行うことは妨げない。

1 1 問い合わせ

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 球都桐生プロジェクト推進担当

TEL 0277-46-1111 (内線 691)

FAX 0277-43-1001

MAIL supotsubunka@city.kiryu.lg.jp